

1級 障害基礎年金・障害厚生年金共通

(国年令別表)

番号	障 害 の 状 態
1	矯正視力によって測定した両眼の視力の和が0.04以下のもの
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
7	両下肢を足関節以上で欠くもの
8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考)

視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、
屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

2級 障害基礎年金・障害厚生年金共通

(国年令別表)

番号	障 害 の 状 態
1	矯正視力によって測定した両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3	平衡機能に著しい障害を有するもの
4	そしゃくの機能を欠くもの
5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
6	両上肢の親指及び人差し指又は中指を欠くもの
7	両上肢の親指及び人差し指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
8	1上肢の機能に著しい障害を有するもの
9	1上肢のすべての指を欠くもの
10	1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
11	両下肢のすべての指を欠くもの
12	1下肢の機能に著しい障害を有するもの
13	1下肢を足関節以上で欠くもの
14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

3級および障害手当金については次ページ参照のこと

3級 障害厚生年金のみ

(厚年令別表1)

番号	障 害 の 状 態
1	矯正視力によって測定した両眼の視力が0.1以下に減じたもの
2	両耳の聴力が、40cm以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
3	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
4	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
5	1上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
6	1下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
7	長管状骨に疑関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
8	1上肢の親指及び人差し指を失ったもの又は親指若しくは人差し指を併せ、1上肢の3指以上を失ったもの
9	親指及び人差し指を併せ1上肢の4指の用を廃したもの
10	1下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
11	両下肢の10趾の用を廃したもの
12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
13	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
14	障害が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生大臣が定めるもの

(備考)

- 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 指を失ったものとは、親指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節(親指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 趾の用を廃したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節(第1趾にあっては趾節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。

障害手当金 障害厚生年金のみ

(厚年令別表2)

番号	障 害 の 程 度
1	矯正視力によって測定した両眼の視力が0.6以下に減じたもの
2	1眼の視力が0.1以下に減じたもの
3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
4	両眼による視野が2分の1以上欠損したもの又は両眼の視野が10度以内
5	両眼の調節機能及び輻輳(ふくそう)機能に著しい障害を残すもの
6	1耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
7	そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
8	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
9	脊柱の機能に障害を残すもの
10	1上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
11	1下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
12	1下肢を3cm以上短縮したもの
13	長管状骨に著しい転移変形を残すもの
14	1上肢の2指以上を失ったもの
15	1上肢の人差し指を失ったもの
16	1上肢の3指以上の用を廃したもの
17	人差し指を併せ1上肢の2指の用を廃したもの
18	1上肢の親指の用を廃したもの
19	1下肢の第1趾又は他の4趾以上を失ったもの
20	1下肢の5趾の用を廃したもの
21	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
22	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

(備考)

- 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 指を失ったものとは、親指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節(親指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 趾を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 趾の用を廃したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節(第1趾にあっては趾節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。